

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【公表番号】特表2018-526604(P2018-526604A)

【公表日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-035

【出願番号】特願2018-504980(P2018-504980)

【国際特許分類】

F 24 F 1/0073 (2019.01)

F 24 F 13/28 (2006.01)

F 24 F 1/035 (2019.01)

【F I】

F 24 F 1/00 3 7 1 A

F 24 F 1/02 3 8 1 A

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月8日(2019.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被掃除体の塵埃を除去するためのクリーニング機構であって、塵埃吸引部材及び切換部材を備え、前記塵埃吸引部材は、前記被掃除体の被掃除面に対して往復移動可能であって、前記塵埃吸引部材は、少なくとも2つの別々の塵埃吸引室(8)を備え、各塵埃吸引室(8)は、塵埃吸引口(11)を有し、前記塵埃吸引室(8)の延伸方向において、前記被掃除面における前記塵埃吸引口(11)の突出長は前記被掃除面の長さよりも小さく、前記塵埃吸引室(8)の各々はファンと連通し、前記切換部材は、前記ファンを前記塵埃吸引室(8)のうちの1つと選択的に連通させる、クリーニング機構。

【請求項2】

前記切換部材は、前記塵埃吸引室(8)と前記ファンとの間の前記塵埃吸引室(8)の出口に設けられている、請求項1に記載のクリーニング機構。

【請求項3】

前記切換部材は、駆動部及び回転部を備え、前記回転部には貫通孔が設けられ、前記回転部は前記駆動部の駆動作用に従って回転し、前記貫通孔の周方向位置は、前記ファンを前記塵埃吸引室(8)のうちの1つと選択的に連通させるように前記回転部の回転に伴って変化する、請求項2に記載のクリーニング機構。

【請求項4】

前記塵埃吸引部材は、前記被掃除面を横切るブラケット(7)として構成され、前記塵埃吸引室(8)は、前記ブラケット(7)に設けられ、前記ブラケット(7)は、前記ブラケット(7)の両端に配置されたローラと前記被掃除面の両側に配置された摺動レールとの協働によって往復移動する、請求項1に記載のクリーニング機構。

【請求項5】

前記塵埃吸引部材における前記塵埃吸引口(11)は、前記塵埃吸引部材の移動の方向に対して直交する方向に配置されている、請求項1に記載のクリーニング機構。

【請求項6】

前記塵埃吸引部材の移動の方向に対して直交する方向において、前記塵埃吸引口（11）は、前記塵埃吸引部材の移動の間に前記被掃除面を完全に覆うように互いに重なり合う、請求項5に記載のクリーニング機構。

【請求項7】

前記塵埃吸引室（8）の内壁における屈曲部の表面は、前記屈曲部を通る塵埃吸引空気の流れ方向に接するように構成されている、請求項1に記載のクリーニング機構。

【請求項8】

前記切換部材と前記塵埃吸引室（8）の前記出口との間の第1の接続部における移行面は、前記第1の接続部を通る塵埃吸引空気の流れ方向に接するように構成され、前記切換部材と前記ファンとの間の第2の接続部における移行面は、前記第2の接続部を通る塵埃吸引空気の流れ方向に接するように構成されている、請求項2に記載のクリーニング機構。

【請求項9】

前記ブラケット（7）の前記被掃除面に隣接する側において、前記被掃除面における塵埃を掃除するためのブラシ（9）が設けられている、請求項4に記載のクリーニング機構。

【請求項10】

駆動機構、及び請求項1に記載のクリーニング機構を備えるクリーニング装置であって、前記駆動機構は、前記被掃除面に対して往復移動するように前記塵埃吸引部材を駆動させる、クリーニング装置。

【請求項11】

前記駆動機構は、ヘリカルギヤ（4）及びヘリカルラック（5）を備え、前記被掃除面に対する前記塵埃吸引部材の往復移動は、前記ヘリカルギヤ（4）と前記ヘリカルラック（5）との係合によって生じる、請求項10に記載のクリーニング装置。

【請求項12】

請求項1に記載のクリーニング機構を備えるエア・コンディショナーであって、前記被掃除体は前記エア・コンディショナーのフィルター・スクリーンである、エア・コンディショナー。

【請求項13】

更に駆動機構を備え、前記被掃除面は、前記エア・コンディショナーの2つの隣接する表面に配置された前記フィルター・スクリーンの表面を含み、前記切換部材及び前記駆動機構は、前記2つの隣接する表面の少なくとも1つにおける前記フィルター・スクリーンの表面を掃除するために、前記2つの隣接する表面の間の交差部分に設けられている、請求項12に記載のエア・コンディショナー。

【請求項14】

更に駆動機構を備え、前記駆動機構は、前記被掃除面に対して往復移動するように前記塵埃吸引部材を駆動させる、請求項12に記載のエア・コンディショナー。

【請求項15】

前記駆動機構は、ヘリカルギヤ（4）及びヘリカルラック（5）を備え、前記被掃除面に対する前記塵埃吸引部材の往復移動は、前記ヘリカルギヤ（4）と前記ヘリカルラック（5）との係合によって生じる、請求項14に記載のエア・コンディショナー。